

第 671 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 6 年 8 月 5 日 (月) 14 時 00 分～14 時 30 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	梅野会長、坂本委員、桜間委員、千田委員、山口委員
労働者代表委員	岩崎委員、小西委員、堀井委員、森田委員
使用者代表委員	倉本委員、谷口委員、松岡委員、松下委員、吉川委員
事務局	赤松労働局長、岡本労働基準部長、安積賃金室長 飯田賃金指導官、山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 兵庫県最低賃金の改正に係る審議について (2) その他	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官</p> <p>お暑い中、各委員の皆様には御出席いただきありがとうございます。また、専門部会委員の皆様には、午前が続いての審議となりますがよろしく願いいたします。</p> <p>本日は、檀上委員が御欠席ですが、審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを、御報告させていただきます。</p> <p>それでは、これからの議事進行、梅野会長よろしく願いいたします。</p> <p>○梅野会長</p> <p>ただ今から、第 671 回兵庫地方最低賃金審議会を開会します。</p> <p>まず、本日の会議についても公開としておりますが、傍聴者の方におかれましては、受付でお渡ししている遵守事項に記載しておりますとおり、注意事項を守って傍聴していただき、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議事次第 (1) 兵庫県最低賃金の改正に係る審議に入りたいと思います。</p> <p>最低賃金の審議については、専門部会で全会一致により決議した場合には、その審議経過の本審への報告を行っていただき、また、全会一致で決議されなかった場合は、こ</p>	

の本審において改正審議を行っていくことになっております。

今年の地域別最賃については、専門部会において7月29日から3回に渡り慎重に審議し、本日も午前中から第4回目の審議を行ったところですが、残念ながら、全会一致での決議には至りませんでした。

従いまして、本日の議題（1）については、この本審において地域別最賃の改正審議を行っていくこととなります。

まず、専門部会報告について事務局で読み上げていただき、その審議の経過や結果について、部会長から報告をお願いいたします。

事務局は、部会報告の読み上げをお願いします。

○飯田賃金指導官

では、読み上げさせていただきます。

令和6年8月5日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県最低賃金専門部会

部会長 山口隆英

兵庫県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月1日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は独占禁止法や下請法の執行を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。また、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減をはじめとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。
- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進と制度の充実、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。
- 4 生活者のリビングコスト（医療、教育、住宅など）の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 梅野巨利、千田直毅、山口隆英
労働者代表委員 岩崎和人、小西啓介、堀井説也
使用者代表委員 倉本信二、松岡直哉、吉川和宏
別紙

兵庫県最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,052円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和6年10月1日

以上です。

○梅野会長

それでは部会長から報告をお願いいたします。

○山口委員

部会長の山口です。私から専門部会の経過を御報告させていただきます。

先ほどありましたように、7月29日から4回に渡り慎重審議を積み重ねて参りました。本日は午前中から議論を積み重ねてきたのですが、残念ながら全会一致には至りませんでした。では、専門部会での審議がどの様に進んだかについて、経過を御報告いたします。

当初、労側の主張は63円引上げの時間額1,064円を提示したいということでした。

その理由としては、連合では労働者が健康で文化的な生活を送るための最低限必要な賃金水準である「連合リビングウェイジ」を独自に算出しているが、兵庫県では1,120円となっており、その到達に向けた引上げが必要と考えている。また、2023年度の兵庫県最低賃金は1,001円となったが、全国加重平均1,004円と3円の差がある。よって、現在の最低賃金額と連合リビングウェイジの差119円の半分である60円に兵庫県最低賃金と全国加重平均の差3円を加えたプラス63円とのことでした。

一方、使用者側としては、賃金改定状況調査に基づく賃金上昇率の2.4%としたいが、まだ金額提示はできない、ということでした。

その理由としては、同調査の第4表①に示す賃金上昇率が労働需要と供給のバランス

が取れたデータであると考えているため、その第4表①の今年のBランクの賃金上昇率である2.4%を根拠として、これが多くの企業に求めることのできる基準であると主張したいと考えている。しかし、2.4%という数字は、今年を目安額に遠く及ばないことから政府方針への配慮を検討するため、金額提示は次回としたい、とのことで審議は3回目に持ち越しということになりました。

8月1日の3回目で、使用者側としては、春季労使交渉の賃上げ結果のデータを参考とし、連合兵庫の集計結果から今年の300人未満合計の賃上げ率の平均が4.12%となっていたことから、41円引上げの時間額1,042円を提示するとのことでした。また、今後の特定最低賃金審議のことも考慮してほしいという意見がありました。

一方、労働者側は2回目の提示金額から金額変更はなく、63円引上げの時間額1,064円とのことでした。兵庫県は県内総生産が全国6位の都道府県であるにもかかわらず、転入転出については全国44位で転出超過となっていることから、全国での兵庫の立ち位置を守るためにも、また、県内で働く人のプライドを維持するためにも、この金額引き上げを提示したい、とのことでした。

その後、公益が労働側、使用者側と議論を積み重ねていきましたが差額は縮まらず、その日最後に公益から強く両者の歩み寄りを要請し、審議を終えました。

そして、本日午前中からの4日目の審議に入りました。

冒頭、労働者側から、連合集計の2024年の春季労使交渉等の賃上げ率のうち、有期・短時間・契約等労働者の数値5.74%等を勘案して57円の引上げ、1,058円の提示という一定の歩み寄りが認められました。

一方、使用者側からは、労使自治の重要性を考え、その三者合意が見出せる限界と考えられる中央の目安額の50円の引上げ、時間額1,051円の提示があり、歩み寄りが見られました。

しかし、労働者側は57円、使用者側は50円の引き上げ額と隔たりがありましたので、その後、公益が労働者側、使用者側とそれぞれ議論を複数回重ねました。

その結果、労働者側は53円の引上げの時間額1,054円、使用者側は目安額の50円の引上げ、時間額1,051円というところで議論が尽きた状況となりました。

最終的には公益委員の見解としての引上げ額により部会報告をとりまとめることとなり、公益側から時間額1,052円、51円の引上げを提示しました。

その理由としては、公益代表委員としては、目安額50円は全国的な課題としてとらえており、それとは別に兵庫の独自の課題として全国加重平均額との差3円を縮めることだと考えていること。また、政労使会議にてオール兵庫にて賃上げに取り組むという意思表示がされていることも尊重したいと考えたことから今回の金額提示としました。

以上の公益案により部会報告のとりまとめをお願いしましたが、採決で使用者側反対となり残念ながら全会一致とはなりませんでした。

報告文については、要望事項として、先ほど読み上げていただきました4点の項目を付けさせていただきます。

以上、報告させていただきます。

○梅野会長

ただ今の説明について、専門部会委員の皆様から付け加えて説明いただく事項はございますか。

○各委員

(特になし。)

○梅野会長

では、専門部会委員以外の委員の方から何か御質問等がございますか。

○各委員

(特になし。)

○梅野会長

では、本審としての審議に入りたいと思います。地域別最低賃金の金額審議については、時間をかけて専門部会で審議を積み重ねてきました。先程の専門部会報告、部会長からの説明のとおり、労働者側、使用者側のそれぞれの主張は御理解いただいたところと思います。

ここで労使からさらに付け加えての御意見等があれば、それを伺い本審での審議を続けますが、特にないようであれば報告文をもとに答申文(案)を作成いただき、採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし。)

○梅野会長

では、採決に入りますので事務局は、部会報告に基づいて答申文(案)を作成してください。

○安積賃金室長

では、これから作成しますので、しばらくお待ちください。

(事務局、答申文(案)を作成し、配布。)

○梅野会長

それでは、事務局で、答申文(案)を読み上げてください。

○飯田賃金指導官

では、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

令和6年8月5日

兵庫労働局長

赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野巨利

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月1日付け兵労発基 0701 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は独占禁止法や下請法の執行を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。また、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減をはじめとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。
- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進と制度の充実、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。
- 4 生活者のリビングコスト（医療、教育、住宅など）の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。

別紙

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,052円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日

令和6年10月1日

以上です。

○梅野会長

それでは、採決を行います。

なお、採決に関しましては、審議会令第5条第3項の規定により、本会議に出席している委員の過半数をもって議決することとなりますので、各委員の挙手により決したいと思います。

反対、賛成、いずれか一方に挙手をお願いします。

では答申文（案）に対して反対の方は、挙手をお願いします。

（使用者側委員5名挙手）

○梅野会長

それでは、続きまして、答申文（案）に賛成の方は、挙手をお願いします。

（労働側委員4名、公益委員4名挙手）

○梅野会長

ありがとうございます。

賛成8票、反対5票で賛成多数と認めます。

過半数の賛成がありましたので、答申文（案）から案を消したものを答申文とし、局長に答申させていただきます。

事務局は正式な答申文の準備をお願いします。

○安積賃金室長

では、事務局で準備いたしますので、しばらくお待ちください。

（事務局、答申文を作成。）

○梅野会長

では、兵庫労働局長に対して「兵庫県最低賃金の改正について」の答申文をお渡しいたします。

（梅野会長より赤松局長に答申文を手交。）

○梅野会長

では、兵庫県最低賃金の改正に係る審議については以上といたします。

各委員の皆様、慎重審議、誠にありがとうございました。

ここで、局長から御挨拶があるということです。よろしく願いいたします。

○赤松局長

労働局長の赤松でございます

梅野会長はじめ、山口専門部会長、公・労・使の委員の皆様におかれましては、本年の地域別最低賃金の改定額審議にあたりまして、真摯な御議論、御審議を賜り、誠にありがとうございました。

今年度の最低賃金の改正審議につきましては、春闘や各種の調査で30数年ぶりとなる高い水準の賃上げ状況がみられました。一方で、消費者物価の上昇により実質賃金のマイナスが続いていること、エネルギー価格や原材料価格の高騰が続いていることなど家計や企業それぞれにとりまして厳しい状況の中で、結論の取りまとめに向けまして、審議を尽くしていただき、深く感謝申し上げます。

今後、法令に基づく手続きを経た後、改正された最低賃金が発効することになりますが、この改正発効される兵庫県最低賃金の適用に当たりましては、兵庫労働局、各労働基準監督署が一体となって周知に取り組んで参ります。また、関係労使団体、各自治体の皆様にも御協力をいただきながら、効果的な周知に努めて参ります。

さらに、改正された最低賃金の中小事業場等における円滑な運用につきましては、政府において各省庁が連携して各種施策を講じているところですが、今回、審議会委員の皆様方から業務改善助成金のより一層の充実など、政府全体に対する御要望をいただきましたので、厚生労働本省に伝えさせていただきますと共に、現行の業務改善助成金による生産性向上のための支援にも、引き続き取り組んで参ります。

各委員の皆様方には特定最低賃金の御審議もお願いしているところでございます。

今後とも最低賃金制度の円滑な運用に向け御協力をお願い申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○梅野会長

ありがとうございました。

それでは、次の議題（2）その他ということですが何か皆さんございますか。

○山口委員

意見聴取の際に、最低賃金の決定の答申が見つらいというような意見があったように思うのですが、ホームページの掲載の仕方とかを工夫していただいて、より見やすい形で掲示いただければと思いますので、御配慮をお願いします。

○安積賃金室長

事務局でホームページにアップさせていただいていますし、マスコミにプレスリリー

スさせていただきます際にも建議とかも含めてリリースさせていただいているところがございます。不十分な点がございましたら検討していきながら、更に見やすくというところも考えていきたいと思っております。

○梅野会長

他にございますか。

○各委員

(特になし。)

○梅野会長

そのほかに、事務局から連絡事項はありますか。

○安積賃金室長

連絡事項が2点ございます。

一点目は、お手元に資料をお配りしていますが、7月29日に、尼崎地区労働組合総連合から尼崎労働基準監督署宛てに「2024年度の最低賃金大幅引き上げについての要請書」として、兵庫労働局長、兵庫地方最低賃金審議会会長あての合計2,908筆の個人署名が、提出されておりますことを御報告させていただきます。

二点目は、次回本審の日程と特定最賃の専門部会の関係について連絡させていただきます。

まず、本日答申いただいた地域別最低賃金については、本日、異議申出の公示を行い、異議の申出の締切りは8月20日、火曜日となります。

よって、次回の本審につきましては、翌開庁日となる8月21日、水曜日午前10時を予定させていただきたいと思っております。

場所はこちらの会議室となります。

議題は、異議の申し出があれば、異議申し出に係る諮問をさせていただきますので、それを受けての審議をお願いすることになります。

つきましては、公開・非公開の確認と異議申出の場合の意見陳述を認めるかどうかの御確認をいただければと思います。

また、特定最低賃金専門部会につきましては、労使委員の推薦公示の期限が本日までとなっておりますので、明日以降、労使委員の任命手続きと開催日程(案)の調整を進める予定としております。決定し次第、関係委員の方には追って事務局より御連絡させていただきます。

以上でございます。

○梅野会長

では、次回は8月21日、水曜日午前10時からとします。意見陳述については、関係

者からの希望があるようでしたら、昨年と同様に認めることとしたいと思います。

併せて、次回の審議会についても昨年度と同様に、公開でよろしいかと思いますがどうでしょうか。

○各委員

(異議なし。)

○梅野会長

では次回8月21日の審議会は、公開といたします。

ではこれで本日の審議は終了とします。

皆様ありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

梅野 巨利

森田 直樹

松岡 直哉